平成30年2月吉日

東京都社会保険労務士会台東支部

会　員　各　位

東京都社会保険労務士会台東支部

支 部 長　　佐々木　隆

（公 印 省 略）

平成29年度第3回台東支部研修会

「ＡＤＲあなたが主役です、基本から実務まで」のご案内

拝啓　まだまだ寒さ厳しき頃、会員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、下記の通り、研修会を開催することにいたしました。

現在、都道府県労働局に持ち込まれる総合労働相談は113万件を超え、労働紛争をどう解決して良いか悩む、労働者や事業主は多く増加しており、我われ社労士が相談などへの対応が求められています。

このように、ＡＤＲに関する知識を持つことは開業、勤務を問わず重要な事項であり、具体的な対応が迫られる中で、「あっせんへの対応をどのように行なえば良いか。」、「相談を受けたもののなかなか代理人や補佐人として踏み出せない。」という声も多く聞きます。

そこで今回は、簡易裁判所の調停委員を務める社労士と、センター東京の委員長を講師に迎え、労働局やセンター東京へのあっせんの申し立ての基本から実務までを解説していただきます。

是非、多くの会員の皆様にご参加いただきますようにご案内申し上げます。

準備の都合上、ご参加希望の方は、メールまたはFAXにて、3月9日（金）までにお知らせください

敬　　具

記

１．研修内容 「ＡＤＲとしての民事調停～民事調停制度と東京簡裁における実際」

講師：大石誠氏

東京都社労士会常任理事

組織運営特別委員会　委員長

「個別労働紛争の解決とセンター東京の利用など」

講師：本間邦弘氏

社労士会労働紛争解決センター東京　運営委員会　委員長

２．実施日時 平成３０年３月１６日（金）午後14時30分～午後17時00分

※終了後、講師を囲んで懇親会を開催する予定です

３．場　　所 上野区民館４０１研修室　（台東区池之端1丁目1番12号）

４．受講料　 　台東支部会員　無料

　　　　　　　 上記以外の参加者　500円（消費税込み）

５．定　員　　 100名（先着順。申込期限前でも定員になり次第締め切ります。）

メール　kojima-keiei@view.ocn.ne.jp　 又は　FAX　03-6240-1658まで

台東支部研修会申込書H30.3.16開催分（FAXは切らずにこのまま送信ください）

|  |  |
| --- | --- |
| 参加する（台東支部・　　　支部） | 電話番号　　　 　（　　　　　）  ﾌｧｯｸｽ　　　　　　（　　　　　） |
| 開　業　・　法人社員　・　勤　務  ○をつけてください | フリガナ  氏名 |

ご記入いただいた個人情報は、本研修以外には使用いたしません。本件に関し、ご不明な点がある場合は、上記メール又はFAXにて <小島> 宛てにご連絡ください。